

- 問1 普通免許を受けている人は普通自動車のほか、小型特殊自動車、原動機付自転車を運転することができる。
- 問2 大型自動車などのすぐ後ろを通行するときは、前方の状況が見えないので、二つの車両通行帯にまたがって通行してもよい。
- 問3  このような信号のとき、矢印の方向に進むことができるのは路面電車だけである。
- 問4 横断禁止や転回禁止の標識のある道路では、後退もしてはいけない。
- 問5 仮免許を受けて、練習の目的で道路で自動車を運転する場合には、同乗者がいなくても運転することができる。
- 問6  このような標識のある道路は、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両の通行ができない。
- 問7 初心運転者期間に交通違反などとして再試験対象初心運転者となり、再試験で不合格になると免許が取り消される。
- 問8  この標識のあるところでは、先が行止まりになっているから車は引き返さなければならない。
- 問9  自動車は、この矢印のように右折してもよい。
- 問10 歩行者のそばを通るときは、つねに一時停止しなければならない。
- 問11 前の車が他の自動車を追い越しているときは、追い越しはもちろん、追い越しを始めることも禁止されている。
- 問12  進行中にこのような標識があるところにさしかかったときは、後方の車に注意しながら、進路を徐々に右に変える。
- 問13 運転者が疲れているときは、危険を認知して判断するまでに時間がかかるので空走距離が長くなる。
- 問14 自動車は前の車が右折などのために、進路を変えようとしているときは、これを追い越してはならない。
- 問15 四輪車の助手席に子どもを乗せるときは、目が届きやすいので、シートベルトやチャイルドシートを使用しなくてもよい。
- 問16  この標識は、原動機付自転車が右折するときは、交差点の側端に沿って通行し、二段階右折しなければならないことを表わしている。
- 問17 オートマチック四輪車のエンジンを始動させるときは、ハンドブレーキがかかっており(凍結地域では使用しない)、チェンジレバーが「P」(パーキング)の位置にあることを確かめたうえで、ブレーキペダルを踏み、エンジンを始動しなければならない。
- 問18  このような標識は、原動機付自転車の最低速度が20キロメートル毎時であることを表わしている。
- 問19 車を運転するときは、ただ単に運転ができればよいというのではなく、まわりの歩行者や車の動きに注意し、相手の立場にたって思いやりの気持を持つことが必要である。
- 問20 片側一車線の道路を通行中に前方が渋滞してきたので、対向車がないことを確かめて、道路の右側部分を通行した。
- 問21  このような標識は、Aの車両通行帯を通行する車がBへ、Bの車両通行帯を通行する車がAへ進路を変えることを禁止している。
- 問22 対面する信号が青色になった場合、どんな場合でも直ちに発進しなければならない。
- 問23 同僚などの車と行きがちがうときや車の到着を知らせるような場合は、警音器を使うと便利である。
- 問24  この標識のある車両通行帯は、交通量が少なく、路線バスなどが前後に見えないときでも、一般の車両は通行してはならない。
- 問25 交差点の手前を進行中に後方から緊急自動車接近してきたので、直ちに交差点内に停止して進路をゆずった。

問26 交差点で正面の信号が赤色の点滅をしているときは、一時停止するか、または徐行しながら交差点に入らなければならない。


問27  二輪車の腕によるこのような合図は、後方から見て徐行か停止の合図である。

問28 信号機のある交差点で、停止線のないときの停止位置は、信号機の直前である。

問29  このような標識のあるところでは、すべての自動車の通行が禁止される。

問30 自動車でこう配の急な下り坂を進行中、前方に速度のおそい原動機付自転車が進行していたので、追い越した。


問31 幼稚園の付近を多数の園児が歩いていたが、先生が二人つきそっていたので、徐行しながらそのそばを通過した。

問32  このような標示のある交差点を自動車が右折するときは、この標示の近くを矢印に従って徐行しながら通行しなければならない。

問33 同一方向に3つ以上の通行帯があるときは、車の速度に応じ、もっとも右側の通行帯以外の通行帯を通行する。


問34 転回の合図は、右折の合図と同じである。

問35 交差する道路が優先道路であったり、その道幅が広いときは、徐行して交差する道路の交通を妨げないようにしなければならない。

問36  歩道の縁石にこのような黄色の標示があるときは、その場所に駐停車してはならない。

問37 自転車横断帯の直前で停止している普通自動車の側方を通過してその前方に出ようとするときは、徐行して通過しなければならない。

問38 安全地帯のそばを通るときは、歩行者がその安全地帯にいないときであっても、徐行しなければならない。

問39  * このような標識があるところでは、標識のすぐ向う側（裏側）ならば駐車してもよい。


ここまで

問40 マフラー（消音器）が破損して大きな排気音が出ても、運転上危険ではないから運転してもさしつかえない。

問41 踏切を前の車に続いて通過するときでも、一時停止をして安全を確かめなければならない。

問42 横断歩道や自転車横断帯とその手前30メートル以内の場所では、自動車や原動機付自転車の追い越しは禁止されているが、追い抜きは禁止されていない。

問43 警察官が灯火を頭上にあげたときは、頭上にあげる前の灯火が振られていた方向に進行する交通は、信号機の黄色の灯火の信号と同じ意味をもつ。

問44  このような標示は、自転車専用道路であることを表わしている。

問45 見とおしのよい道路のまがり角を通行するときは、徐行しなくてもよい。

問46 右の標識は、自動車の最高速度が毎時50キロメートルの区間の規制が終わったことを表わしている。



問47 安全確認は前進、後退の直前に行うべきであり、車に乗る前には意味がない。

問48 追い越しをしようとするときは、まず方向指示器を出してから、前後の安全を確かめるのがよい。

問49  このような路側帯には、人の乗り降りのためであっても中に入って車を止めてはならない。

問50 車が道路に面した場所に入出入りする場合は、歩道や路側帯があるときは、その直前で一時停止しなければならない。